

印旛沼流域水循環健全化会議規約

（名称）

第1条 本会議は、印旛沼流域水循環健全化会議（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、印旛沼・流域の再生に向けて、2010年1月に策定された「印旛沼流域水循環健全化計画」（以降、計画）に従い、流域関係者の連携・協働のもとに着実に計画を推進する。

（協議事項）

第3条 この会議は、次の事項について検討・実践する。

- （1）「印旛沼方式」に則り、計画で掲げた施策の実行
- （2）策定した計画の実行状況や目標の達成状況を常に確認しながら、計画を進め、必要に応じて計画の点検・見直し

（委員会）

第4条 会議に委員会を設け、その委員は別に定める学識者、水利用者、市民団体、行政等で構成する。

- 2 委員会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。
- 3 委員（水利用者及び行政関係）は、事故その他やむを得ない理由により出席できない時は、代理人を出席させることができる。

(行政部会)

第5条 委員会の下に行政部会を設け、その部会員は別に定める行政等で構成する。

- 2 行政部会は、第3条に定める協議事項について調査・検討を行うとともに、具体的な施策について調整を図るものとする。
- 3 部会員は、事故その他やむを得ない理由により出席できない時は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 委員会の下に、3つの部会を設ける。

- 2 各部会の委員等は別に定める学識者、行政等で構成する。
- 3 各部会は、次の事項について実施、フォローアップする。

(1) 流域治水部会

- ・印旛沼流域の流域治水に係る各種施策を検討・推進

(2) 水辺活用・連携部会

- ・印旛沼の取組を広く情報発信
- ・印旛沼環境教育の推進
- ・印旛沼流域における各主体の連携による印旛沼及びその周辺利用を活性化させるネットワークの形成を推進

(4) 水環境部会

- ・合理的な水質指標の設定、その指標に基づく水質改善効果の検討
- ・水質形成機構の解明
- ・効率的な改善手法の選定及び事業化に向けた方策の検討
- ・水道水源としての問題の解決

(委員会の運営)

第7条 委員会には委員長を置き、学識者（河川）がその職務を行う。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(行政部会の運営)

第8条 行政部会には部会長を置き、千葉県水質保全課長をもって充てる。

- 2 部会長は、行政部会を代表し会務を総括する。
- 3 行政部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(部会の運営)

第9条 部会には部会長を置く。

- 2 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 3 部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(印旛沼・流域再生大賞)

第10条 印旛沼・流域再生大賞の選考方法については別に定める。

(事務局)

第11条 本会議の事務局を千葉県県土整備部河川環境課及び環境生活部水質保全課に置く。

- 2 事務局長は千葉県河川環境課長をもって充てる。

(規約の変更)

第12条 この規約は、委員会において、出席した委員の過半数の同意を得なければ変更
することができない。

2 委員の変更にあたって、委員長の承諾を得た場合は前項の規定によらない。

(附則)

この規約は、平成13年10月18日から施行する。

この規約は、平成16年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成19年 6月 1日から運用する。

この規約は、平成22年10月27日から運用する。

この規約は、平成25年 7月31日から運用する。

この規約は、平成28年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成29年 9月 1日から運用する。

この規約は、平成30年 2月14日から運用する。

この規約は、平成30年 3月13日から運用する。

この規約は、平成30年 9月 3日から運用する。

この規約は、平成31年 3月12日から運用する。

この規約は、令和元年 7月 9日から運用する。

この規約は、令和元年 9月30日から運用する。

この規約は、令和2年 11月20日から運用する。

この規約は、令和4年 月 日から運用する。